

平成25年度
森林及び林業の動向

平成26年度
森林及び林業施策

概要

この文書は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第1項の規定に基づく平成25年度の森林及び林業の動向並びに講じた施策並びに同条第2項の規定に基づく平成26年度において講じようとする森林及び林業施策について報告を行うものである。

平成25年度 森林及び林業の動向

トピックス

- 1 式年遷宮に先人たちの森林整備の成果 1
- 2 富士山が世界文化遺産に登録 1
- 3 林業活性化に向けて女性の取組が拡大 2
- 4 中高層木造建築への道をひらく新技術が登場 2

第I章 森林の多面的機能と我が国の森林整備

- 1 森林の多面的機能と森林整備 3
- 2 我が国の森林整備を巡る歴史 5
- 3 今後の課題 8

第II章 東日本大震災からの復興

- 1 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組 9
- 2 原子力災害からの復興 10

第III章 我が国の森林と国際的取組

- 1 森林の整備・保全の基本方針 11
- 2 森林整備の動向 11
- 3 森林保全の動向 12
- 4 国際的な取組の動向 14

第IV章 林業と山村

- 1 林業の動向 15
- 2 特用林産物の動向 17
- 3 山村の動向 18

第V章 木材需給と木材産業

- 1 木材需給の動向 19
- 2 木材産業の動向 20
- 3 木材利用の動向 21

第VI章 国有林野の管理経営

- 1 国有林野の役割 23
- 2 国有林野事業の具体的取組 23

平成26年度 森林及び林業施策 25

注：本報告に掲載した我が国の地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではない。

トピックス 1. 式年遷宮に先人たちの森林整備の成果

- 平成25(2013)年の伊勢神宮の「式年遷宮」では、社殿等を新造するための木材を、木曾地域の国有林等に加え、約700年ぶりに隣接する「宮域林」から供給。80年生の間伐材を内宮の垣根等に使用。
- 宮域林は過度の伐採により荒廃していたが、大正時代に「神宮森林経営計画」を作成し、200年生のヒノキ材の生産を目標に植栽、保育等の森林整備を実施。水源涵養や風致増進を図りつつ、ヒノキを主林木とする針広混交林に育成。
- 森林は国土保全や水源涵養に加え、木材供給や風致増進を通じ、伝統文化の維持・継承にも大きな役割。こうした森林整備には世代を超えた長い取組が必要。



内宮正殿



宮域林の様子

トピックス 2. 富士山が世界文化遺産に登録

- 平成25(2013)年6月、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」が世界文化遺産に。森林は、その構成資産面積(約2万ha)の9割を占め、「富士山」の神聖性・芸術性を作り出す自然や景観において不可欠の構成要素。
- 静岡県側の森林のほとんどは国有林で、原生的な森林は原則として自然の推移に委ねるとともに、人工林は景観に配慮した森林整備を実施。山梨県側の森林のほとんどは県有林で、標高が高い森林を中心に針広混交林に誘導するなど、公益的機能を重視した森づくりを推進。
- 多くの登山者の来訪(近年は夏期の2ヶ月間で30万人)やニホンジカによる食害もあり、これら課題への対応を含め「富士山」の森林の保全管理を推進する必要。



本栖湖からの富士山



富士山山麓の林木遺伝資源保存林(国有林)

トピックス 3. 林業活性化に向けて女性の取組が拡大

- 最近、学生や様々な職業の女性をメンバーとする「林業女子会」が各地で結成（平成25（2013）年末現在で9都府県）。林業体験、森づくり活動、イベント開催など様々な活動に取り組みながら林業の魅力を発信。また、女性狩猟者の組織設立等の動きも。
- 林業を職業とする女性に加え、若い世代を中心に一般の女性の間にも森林・林業への関心が高まり。森林・林業とそれ以外の世界をつなぐ取組を行っている点でも注目。
- 様々な女性の力を活用することが、新たな成長産業としての林業の再生に向けて必要。

設立年	組 織
平成5年	都道府県の女性林業技術職員による「豊かな森林づくりのためのレディースネットワーク21」設立
平成9年	女性の森林所有者・林業従事者等による「全国林業研究グループ女性会議」設立
平成22年	「林業女子会@京都」設立（以降、静岡、岐阜、東京、栃木、愛媛、石川、長崎、兵庫の各都県で設立）
平成24年	北海道の女性狩猟者による「TWIN(The Women in Nature)」設立
平成25年	本州・四国・九州の女性狩猟者による「 <small>えにし か こまち</small> 縁鹿小町」設立

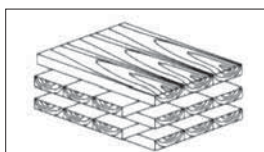
主な女性組織の一覧



林業体験活動
（ヒノキの樹皮を剥いている様子）

トピックス 4. 中高層木造建築への道をひらく新技術が登場

- 戦後に植栽した人工林が収穫期を迎えており、木を「育てる」時代から「使う」時代に。木材は健康で快適な環境を提供する資材であり、地球環境にも優しい素材。
- 平成25（2013）年には、中高層建築にも利用できる新たな建築用資材としてCLT（直交集成板）が注目。我が国でも主要な部分にCLTを使用した初の建築物が着工（同10月）。農林水産省では「直交集成板」の日本農林規格（JAS）を制定（同12月）するとともに、CLTの基準強度の制定に向けたデータ収集を実施。
- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25（2013）年12月）では「新たな木材需要の創出」の取組として明記。豊かな森林資源と新たな技術を活用し、国産材による「都市の木質化」への道をひらくことが期待。



CLTと使用例（英国ロンドン）



我が国でCLTを使用して建築中の3階建て社員寮

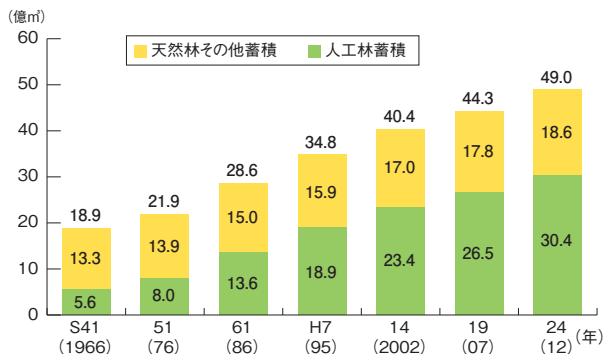
第 I 章 森林の多面的機能と我が国の森林整備

1. 森林の多面的機能と森林整備

(1) 我が国の森林と多面的機能

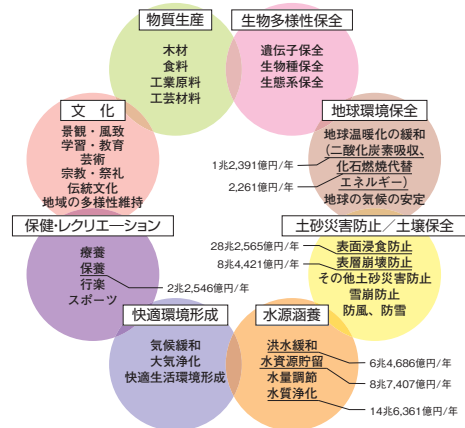
- 我が国の森林は、①国土の約3分の2を占める、②急峻な山間部に多く分布し降雨量が多いなどの国土条件にある、③南北に長く地形も複雑な国土のため多様な森林帯が分布している等の特徴。
- 我が国の森林は天然林が6割(かつての薪炭林等を含む)・人工林が4割で、森林資源の利用と再生という人間の働きかけを通じて現在の姿が形成。特に人工林ではこの半世紀で森林蓄積が約5.4倍に増加。
- 我が国の森林は、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、地球環境保全、木材等生産といった多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献。森林はこれら多くの機能を重複して発揮。

我が国の森林蓄積の推移



資料：林野庁「森林資源の現況」

森林の有する多面的機能



資料：日本学術会議答申及び同関連付属資料

(2) 森林整備の意義

- 森林の多面的機能の持続的発揮のためには、人間の働きかけによって健全な森林を積極的に造成・育成する「森林整備」が必要。
- 特に人工林では、植栽、保育、間伐等の森林整備を行うことによって、森林の再生が確保されるとともに、樹冠、幹、根、下層植生等が発達し、諸被害への抵抗性も高く、諸機能を十分に発揮する健全な森林が形成。
- 個々の森林については、森林の諸機能のバランスを踏まえつつ、自然条件や国民のニーズ等に応じて、特に発揮が期待される機能に着目して具体的な森林整備を実施。

【間伐の重要性】

- ✓ 残存木の成長や根の発達が促され、風雪害に強い森林となる。
- ✓ 林内に光が差し込むため、下層植生が繁茂し表土の流出を防ぐ。
- ✓ 多様な動植物の生息・生育が可能になり、種の多様性が向上する。
- ✓ 病虫害に対する抵抗性が向上する。
- ✓ 国際ルール上、森林吸収源として算入可能。

間伐をしないと、
森林の多面的機能は低下

間伐すると、
森林の多面的機能を高度に発揮

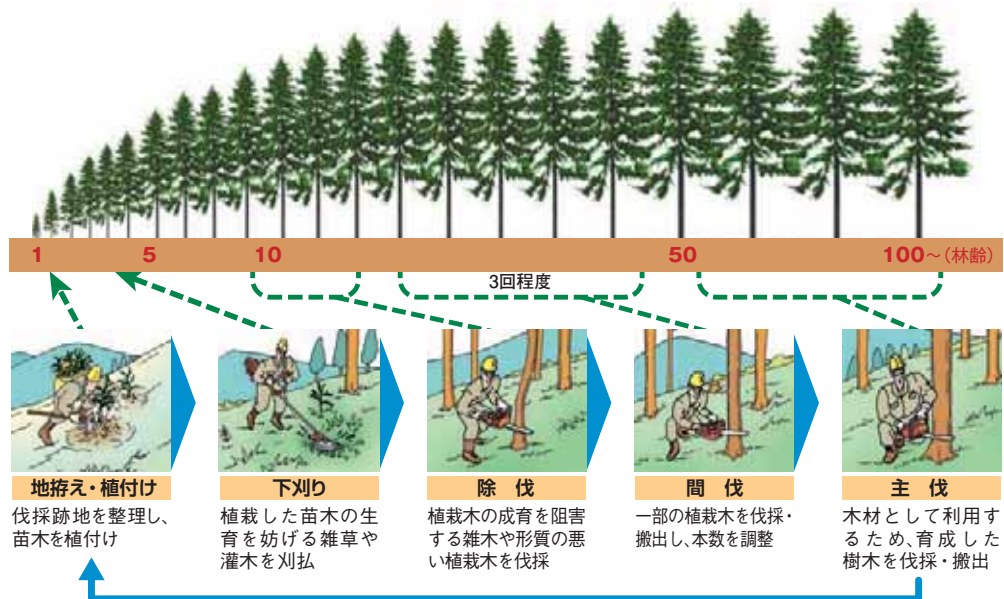
(3) 森林整備の仕組み

- 我が国の森林整備（育苗、植栽、保育、間伐等）の技術は、日本の在来種として古くから利用され早期の成林も可能なスギ、ヒノキ等を中心に発達・普及。
- 現在では森林整備を効率的に実施するため、林業機械、路網等の適切な組合せによる生産性の高い作業システムが必要。
- 森林所有者が林業事業体（森林組合、民間事業体等）に作業又は経営を委託するケースが多く、これら事業体による施業の集約化が重要。一方、自伐林家やNPO、ボランティア、企業など多様な主体による取組も。



- 森林整備の費用は長期間にわたって継続的に発生（特に植栽、保育といった初期段階の費用が高い）。木材の販売収入が得られるのは数十年後であり、木材需給の動向次第では費用回収も困難。
- 森林整備は森林計画制度により計画的に推進。森林所有者・林業事業体が作成した「森林経営計画」等に基づく森林整備を公共事業等により支援。

森林整備のサイクル（育成単層林の場合）



2. 我が国の森林整備を巡る歴史

(1) 戦前までの森林整備等の状況

- 江戸時代を迎える頃から、建築用の木材需要増大等に伴い森林伐採が盛んになり、資源の枯渇や災害の発生が深刻化。このため、幕府や各藩は公益的機能回復等のための造林を推進。一部の地域では、造林を伴う本格的な民間林業も発達。
- 明治時代になると、近代産業の発展等に伴い様々な用途に木材が伐採・利用され、全国各地で森林が荒廃し災害が多発。政府は明治30(1897)年に「森林法」を制定(保安林制度の創設等)するとともに、国有林野・公有林野で荒廃地等への植栽等を実施。私有林では木材需要の増大を背景に林業生産が盛んとなり、木材の再生産を目的とした植栽が広がり。

《コラム》 江戸時代の林政論／先人たちの森林整備とその遺産

江戸時代には、「国の宝は山也。山の衰えは則ち国の衰えなり。」(秋田藩の渋江政光)、「山川は国の本なり。木草しげき山は洪水の憂いなし。」(儒学者の熊沢蕃山)など、森林の国土保全、木材生産等の機能の持続的発揮を重視して森林の整備・保全を図るべきとの考え方が唱えられ、当時の政策にも反映。

また、過去には先人たちが公益を実現するために私財を投じて森林の造成を行った例も多くみられた。



庄内海岸林(山形県)

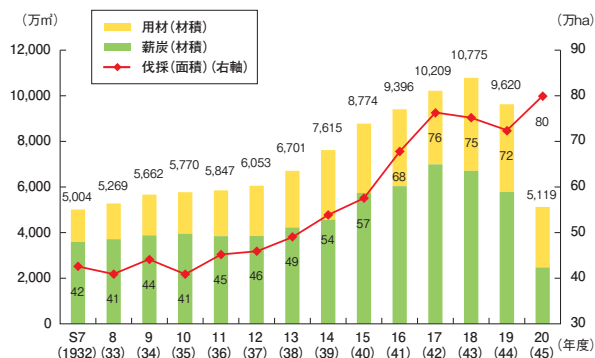


天竜美林(静岡県)

(2) 戦後の森林の荒廃と復旧

- 戦中・戦後は軍需物資等や復興のために大量の木材を必要とし、森林は大量に伐採され大きく荒廃。昭和20・30年代には各地で台風等による大規模な災害も発生。
- こうした中、昭和21(1946)年からは荒廃地等への積極的な植栽等を公共事業(造林補助事業、治山事業等)として推進。昭和25(1950)年には国民的な国土緑化運動として「全国植樹祭」と「緑の羽根募金」が開始。昭和26(1951)年の「森林法」改正により森林計画制度と民有林伐採許可制度を導入。
- 昭和31(1956)年度には、造林未済地への植栽が完了。

戦前の木材伐採量の推移



資料：林野庁「林業統計要覧」

《コラム》 戦後の森林荒廃と自然災害

昭和22(1947)年に関東等を襲ったカスリーン台風では、土石流の発生や河川の氾濫により、利根川流域の1都5県で甚大な被害が生じた。災害前の赤城山周辺の植生は、そのほとんどが裸地あるいは5、6年生の広葉樹のみであった。

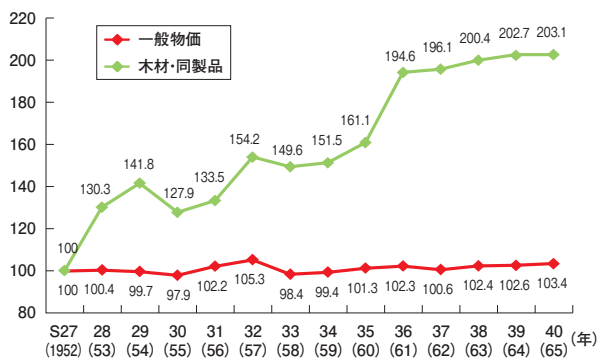


当時の被害状況(群馬県)

(3) 木材増産の要請と拡大造林

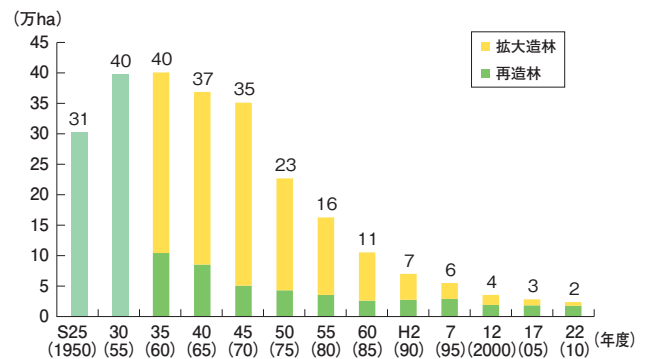
- 昭和30年代は、経済の復興・高度成長に伴う建築・土木用等の木材需要の増大により、木材価格が高騰し、国内の森林に対し木材増産の要請。一方、石油・ガスへの燃料転換等に伴い、広葉樹等の里山林が利用されなくなる。
- これらを背景に、昭和36(1961)年に「木材価格安定緊急対策」を決定し、国有林・民有林の緊急増伐、残廃材チップの利用、輸入の拡大等を推進。
- 緊急増伐の跡地には、建築用材等の需要が見込まれ成長も早い針葉樹が植栽(広葉樹林の伐採跡地への造林が「拡大造林」)。昭和40年代半ばまで毎年40万ha弱の植栽を実施。
- 昭和39(1964)年には林業総生産増大等を目標とする「林業基本法」を制定。また、伐採許可制を保安林のみとした上で、個々の森林所有者の「森林施業計画」(現在の「森林経営計画」)による自発的な森林施業を促進。

高度経済成長期における物価変動



資料：日本銀行調べ「東京卸売物価指数」

人工造林面積の推移

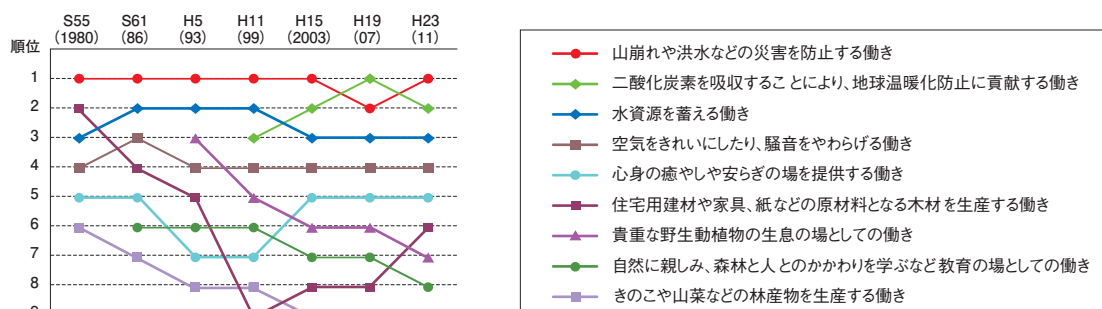


注：S25、S30は拡大造林、再造林の区分はない。
資料：林野庁「林業統計要覧」

(4) 林業の低迷と国民の要請の多様化

- 昭和40年代になると、林業生産活動が低迷する一方、戦後植栽した人工林が成長し保育の必要な森林が増加。このため、造林補助の対象に下刈り、除間伐等を追加。昭和52(1977)年には「全国育樹祭」を開始。
- また、レクリエーション需要の増大、自然環境保全意識の高まり等を背景に、林地開発許可制度(保安林以外の開発も規制)の創設とともに、森林整備についても①伐採年齢の多様化・長期化、②複層林施業・育成天然林施業の推進、③森林の総合的利用の推進等に転換。
- その後、円高方向への推移と外材輸入の増大、木材需要の減少等による木材価格の低迷の中で、林業生産活動は一層停滞。一方、森林の多面的機能が重視されるようになり、平成13(2001)年には現在の「森林・林業基本法」が制定。

国民が森林に期待する役割の変遷

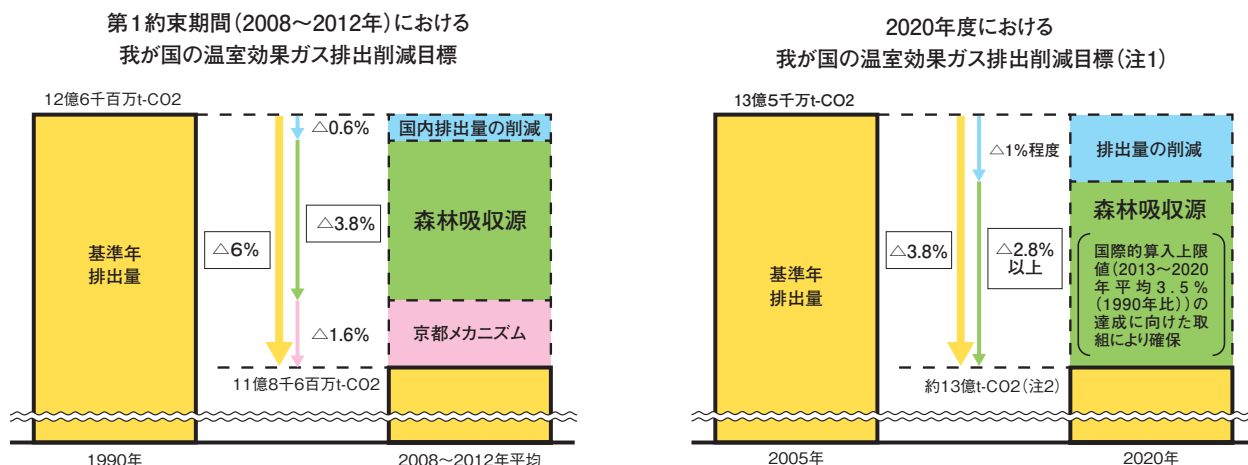


資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」

(5) 地球温暖化への対応と新たな動き

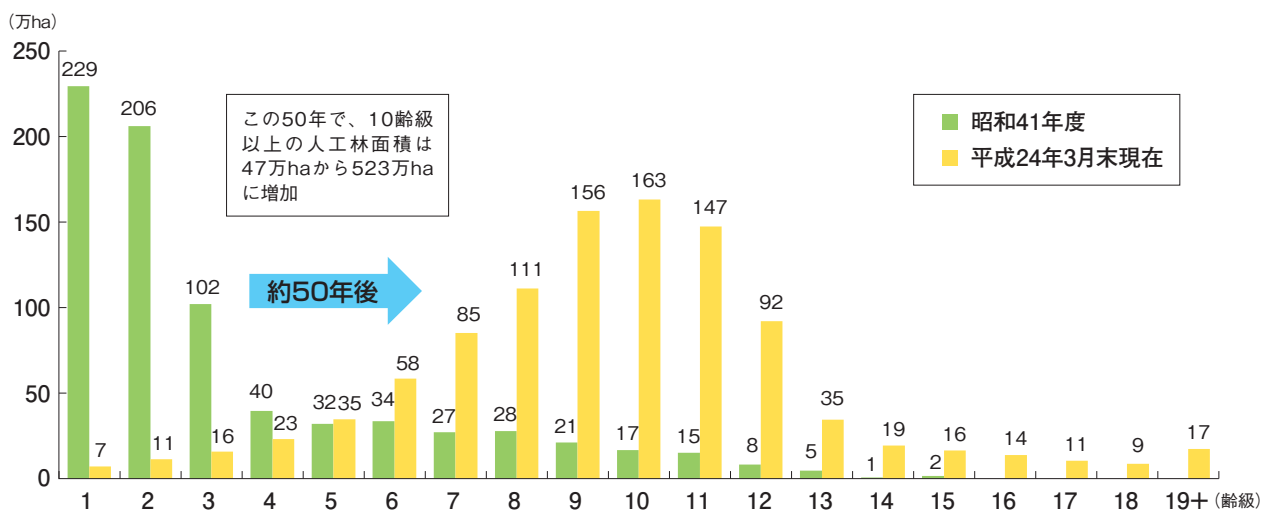
- 1992年の「気候変動枠組条約」により森林の地球温暖化防止機能に注目。平成9(1997)年の「京都議定書」に基づく「第1約束期間」(2008～2012年)における我が国の温室効果ガス削減約束(1990年比6%減)のうち、3.8%を森林吸収源対策で確保(第1約束期間の目標である年平均55万haの間伐を実施)。
- 2013年以降は、我が国の2020年度削減目標(2005年度比3.8%減)のうち、2.8%以上を森林吸収源対策(52万ha/年の間伐等)で確保する必要。安定的な財源が確保されていないことなどが課題。
- 近年では、適切な保育・間伐等の森林整備に加え、高齢級の人工林の「若返り」(伐採・利用と再造林)、シカ等の野生鳥獣対策、山地災害への対応などが課題。一方、新たな取組として、造林・保育コストの削減に向けたコンテナ苗の導入、NPO・企業等による活動や県の独自課税の広がりなど。木材利用でも木質バイオマス発電、CLTなど新たな製品・技術の開発・普及等が本格化。

温室効果ガス削減目標における森林吸収源対策の位置づけ



注1：原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した目標。
 注2：基準年排出量より試算

人工林の齢級構成(昭和41年と平成24年の比較)



注：齢級とは、森林の林齢を5年の幅でくくった単位。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を「1齢級」、6～10年生を「2齢級」と数える。
 資料：林野庁「森林・林業統計要覧2013」、林野庁(1986)日本の森林資源、林野弘済会: 22-25。

3. 今後の課題

(1) 多面的機能の持続的な発揮に向けた森林整備の推進

- 森林の現況、自然条件、地域のニーズ等を踏まえながら、将来の望ましい姿をイメージし、必要な森林整備を計画的に推進。特に人工林は、資源の適切な利用と間伐・再造林等を着実にを行うとともに、立地条件に応じて複層林化・長伐期化等を推進するなど多様で健全な森林への誘導も必要。
- 「植える→育てる→使う→植える」といったサイクルが機能して森林整備が継続できるよう、国産材の需要を確保することも課題。

健全な森林のサイクル



(2) 森林整備推進のための関係者の役割

- 一義的には森林所有者に権限と責務。森林の適切な整備・保全是、林業への担い手等への施業・経営の委託等により行うことも含む。
- 林業は、適切な生産活動を通じて森林整備が行えるよう、引き続き、施業の集約化、路網の整備、造林・保育の低コスト化等による体質強化等の取組が必要。また、林業・木材産業は、国産材の需要拡大に向け、新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築等の取組が必要。
- 国、地方公共団体等は、これら関係者の取組が継続して行われるよう支援する必要。
- 林業・木材産業関係者以外の一般国民も、地域活動・ボランティア・企業のCSR等による活動、消費者としての国産材の利用、予算・税制・寄附等による費用負担等により、森林整備を支えることが可能。

第Ⅱ章 東日本大震災からの復興

1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

(1) 森林等の被害と復旧状況

- 東日本大震災により、15県で林地荒廃、治山・林道施設の被害等が発生。被害箇所では、復旧に向けた工事を実施。
- 被災した木材加工・流通施設(全国115か所)について、廃棄・復旧・整備等を支援し、96か所が操業を再開。

(2) 海岸防災林の復旧及び再生

- 海岸防災林は、おおむね5年間で盛土等の基盤造成、概ね10年間で全体の復旧完了が目標。
- 災害廃棄物の仮置場等を除く箇所について、早期に復旧・再生に着手。植栽・保育に当たっては民間団体等とも連携。苗木の供給と植栽後の継続的な管理が必要。
- 海岸防災林に一定の津波被害の軽減効果が確認されたことから、全国の海岸防災林の機能強化対策についても支援を拡充。

《事例》 海岸防災林復旧のため市民団体が植樹を実施

山形県の市民団体は、宮城県仙台市若林区^{わかばやく}荒浜^{あらはま}の海岸防災林復旧事業地において、仙台森林管理署と締結した協定に基づき、平成25(2013)年4月に植樹を実施した。今後は、生育状況に応じて補植や下刈り等を実施し、植栽木を育成していく予定。



(3) 復興への木材の活用

- 応急仮設住宅の約4分の1(約1万5千戸)を木造で建設。今後の大規模災害を想定し、木造応急仮設住宅を速やかに供給するための災害協定を締結する動きも。
- 災害公営住宅を木造で整備する動き、被災者の自宅再建に木造住宅を提案する動き、土木分野の復旧・復興事業に木材を活用する取組等も。
- 地震と津波により発生した大量の災害廃棄物のうち、木質系災害廃棄物は木質ボードの原料やボイラー燃料、発電等に利用。会津若松市^{あいつわかまつし}では、未利用間伐材等を主燃料とするバイオマス発電所が稼働。

《事例》 治山施設の復旧に間伐材を使用

宮城県気仙沼市野々下地区^{けせんぬましののした}の国有林では、被災した治山施設(防潮護岸)の復旧工事に、間伐材を活用したコンクリート型枠用合板を試行的に使用。合板には県産カラマツを使用しており、土木分野をはじめとする木材需要の拡大につながることを期待。



2. 原子力災害からの復興

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応

- 平成23(2011)年3月に設定された「避難指示区域」については、平成25(2013)年8月に「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰宅困難区域」に見直し完了。

(2) 森林の放射線対策

- 「住居等近隣の森林」については、「除染特別地域」では環境省が、「汚染状況重点調査地域」では市町村(民有林)、林野庁(国有林)が除染を実施中。
- 原木きのこを生産する「ほだ場」については、落葉等の除去や客土等を行った場合のしいたけへの放射性物質移行の抑制効果を調査中。
- 森林内の放射性物質の分布状況の推移、落葉等除去や伐採による線量低減効果等について調査中。
- 汚染土壌等を扱う業務や空間線量率 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 超の森林での業務は、線量測定等により労働者の安全を確保。

(3) 安全な林産物の供給

- 食品中の放射性物質の基準値(平成24(2012)年4月、一般食品は 100Bq/kg 等)に基づき、特用林産物21品目に出荷制限(平成25(2013)年12月現在)。
- 「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」(平成25(2013)年10月)に基づき栽培管理を行い、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合に出荷制限を解除。
- 福島県産きのこ原木の減少に対応し、原木の安定供給に向けて需給のマッチング等を推進。また、きのこの生産継続に向けて必要な施設整備・資材導入等を支援。

《事例》 被災地の特用林産物を展示・販売

平成25(2013)年11月8日、9日に東京都新宿区明治公園にて第52回農林水産祭「実りのフェスティバル」が開催。日本特用林産振興会が、特用林産物を展示・販売。風評被害を受けている地域からの出品もあり、安全性等についてPR。



(4) 樹皮やほだ木等の廃棄物の処理

- 木材加工の工程で発生する樹皮(バーク)は、燃料や堆肥等に利用されていたが、放射性物質の影響により製材工場等に一部滞留。バークの廃棄物処理場での処理について支援。同様に使用できなくなったほだ木の処理も課題。

(5) 損害の賠償

- 林業関係では、避難指示等に伴う事業への支障や原木しいたけ等に関する損害賠償を請求。森林に係る財物賠償は継続して検討。

第三章 我が国の森林と国際的取組

1. 森林の整備・保全の基本方針

- 「森林・林業基本法」に基づき「森林・林業基本計画」（平成23（2011）年7月）、「森林法」に基づき「全国森林計画」（平成25（2013）年10月）・「地域森林計画」・「市町村森林整備計画」等を作成し、森林の整備・保全を推進。
- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25（2013）年12月）では、林業の成長産業化とともに、森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策の推進、多面的機能の維持・向上による美しく伝統ある山村の次世代への継承を位置付け。

2. 森林整備の動向

（1）森林整備の推進状況

- 平成24（2012）年度の人工造林は3万ha、保育27万ha、間伐は49万ha。流域を基本的な単位として民有林・国有林等が連携。公益的機能の発揮のため、私有林でも公的関与により実施。
- 森林の所有者情報を把握するため、森林の土地所有者届出制度の創設（平成24（2012）年4月）のほか、外国人等による森林買収の事例について調査（平成24（2012）年は8件、計16ha）。
- 造林・保育の効率化に向けたコンテナ苗の生産や第二世代精英樹の開発のほか、花粉発生源対策（少花粉スギ等の苗木の供給等）を推進。

コンテナ苗

根に培地がついている状態で植栽することから、植栽時期の幅を広げることができるため、伐採・地拵え・植栽の一貫の実施による造林・保育の効率化が図られる。

生産量は、平成23（2011）年度には約40万本。

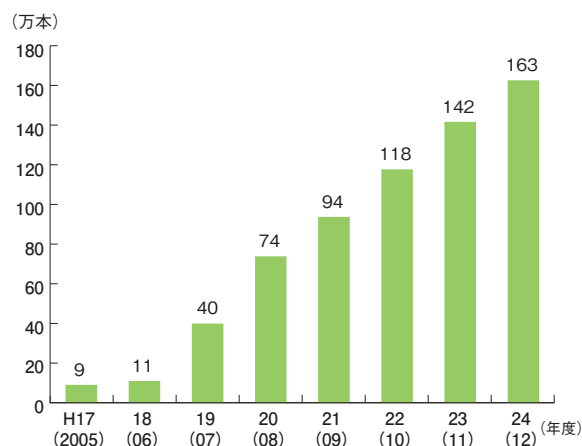


マルチキャビティーコンテナ



コンテナ苗

花粉症対策苗木の生産量（概数）

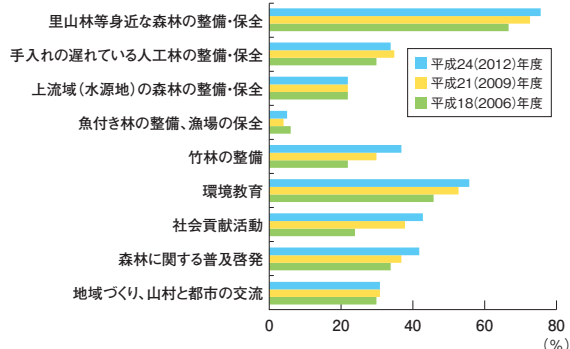


資料：林野庁整備課調べ。

（2）社会全体に広がる森林づくり活動^{もり}

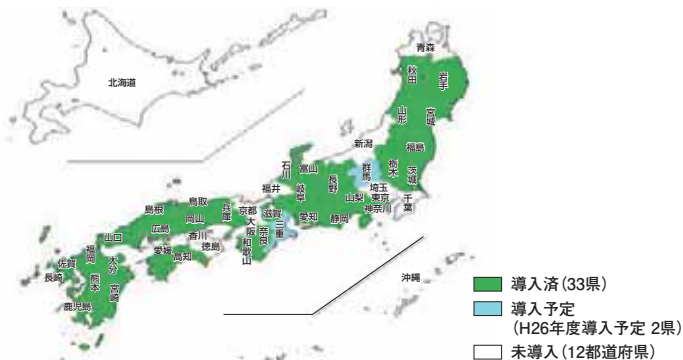
- 近年、ボランティアや企業による森林の整備・保全活動が拡大。経済界等でも森林・林業への関心が高まり。（平成25（2013）年12月には幅広い産業の関係者により「第一回林業復活・森林再生を推進する会議」が開催。）
- 「緑の募金」で森林整備等の寄附金を募集（平成24（2012）年は約25億円）。33県で森林整備を主な目的とする独自の課税制度（平成25（2013）年度の税収見込みは約268億円）。

森林ボランティア活動の主な目的・内容



資料：林野庁「森林づくり活動についての実態調査」ほか

森林の整備等を目的とする独自課税の導入状況



資料：林野庁企画課作成(CraftMap使用)。

(3) 研究・技術開発及び普及の推進

- 平成24(2012)年9月に策定した「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」を踏まえ、国や独立行政法人森林総合研究所、都道府県等が連携して、政策ニーズに対応した研究・技術開発を実施。(例：低コスト再生林の実証研究)
- 森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有し、市町村の森林・林業行政を支援する「森林総合監理士(フォレスター)」を育成。

3. 森林保全の動向

(1) 保安林等の管理及び保全

- 水源の涵養^{かん}や山地災害の防止等、森林の有する公益的機能の発揮が特に要請される森林は「保安林」に指定。保安林の面積は、全国の森林面積の48%、国土面積の32%に当たる1,209万ha(平成24(2012)年度末)。

(2) 治山対策の展開

- 山地災害が発生した場合には、被害状況の調査、災害復旧事業等により迅速に対応。
- 国・都道府県の治山事業により、山腹斜面の安定化、荒廃した溪流の復旧等のための施設の設置や森林の整備のほか、海岸防災林の整備等を推進。

保安林の種類別面積

森林法第25条第1項	保安林種別	面積 (ha)	
		指定面積	実面積
1号	水源かん養保安林	9,128,345	9,128,345
2号	土砂流出防備保安林	2,564,281	2,503,902
3号	土砂崩壊防備保安林	58,825	58,456
4号	飛砂防備保安林	16,112	16,103
5号	防風保安林	56,865	56,718
	水害防備保安林	643	623
	潮害防備保安林	13,664	12,234
	干害防備保安林	125,119	98,981
	防雪保安林	31	31
6号	防霧保安林	61,625	61,408
	なだれ防止保安林	19,127	16,555
	落石防止保安林	2,316	2,280
7号	防火保安林	393	305
8号	魚つき保安林	60,281	26,996
9号	航行目標保安林	1,086	314
10号	保健保安林	699,496	93,101
11号	風致保安林	28,120	14,406
合計		12,836,331	12,090,759
森林面積に対する比率(%)		-	48.2
国土面積に対する比率(%)		-	32.0

資料：林野庁治山課調べ。

《コラム》「後世に伝えるべき治山」 (平成25(2013)年10月林野庁)

林野庁では、治山事業を実施して100年が経過したことを機に、治山事業の重要性や必要性について国民の理解を深めるため、「後世に伝えるべき治山～よみがえる緑～」としてこれまでの治山事業地から60か所を選定。(例えば、えりも岬では海岸防災林の造成、足尾^{あし}治山事業地では荒廃した林地の緑化が行われてきた。)



現在の足尾治山事業地



現在のえりも岬

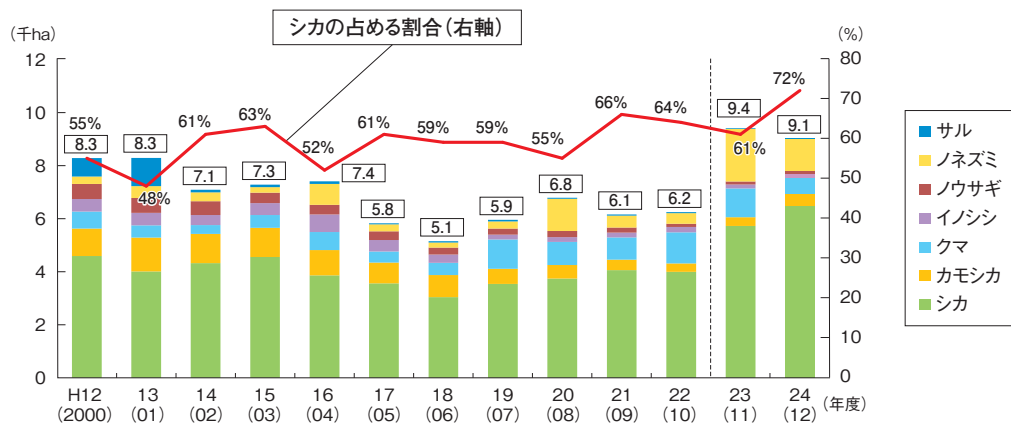
(3) 森林における生物多様性の保全

- 平成24(2012)年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」を踏まえ、適切な間伐等や多様な森林づくり、原始的な森林生態系の保全・管理等を推進。
- 我が国の世界遺産等における森林の保全を推進。政府は平成25(2013)年に「奄美・琉球」を世界自然遺産の国内候補地に決定。「ユネスコエコパーク」には、「只見」^{あまみ}、「南アルプス」^{りゅうきゅう}の新規登録と「志賀高原」^{ただみ}の区域拡張を推薦。

(4) 森林被害対策の推進

- 平成24(2012)年度には、全国で約9千haの森林で野生鳥獣被害が発生。約7割がシカによる被害。
- 鳥獣の捕獲等を行う「個体数管理」、防護柵の設置等による「被害の防除」、森林整備等による「生息環境管理」を総合的に推進。新たな捕獲手法など防除技術の開発等も実施。
- 平成24(2012)年度の松くい虫被害量は、ピーク時の約4分の1(約64万m³)であるが、依然として我が国最大の森林病虫害被害。ナラ枯れ被害は、近年で最も被害量が多かった平成22(2010)年度の約4分の1(約8万m³)。薬剤等による予防対策や被害木くん蒸等の駆除対策等を実施。

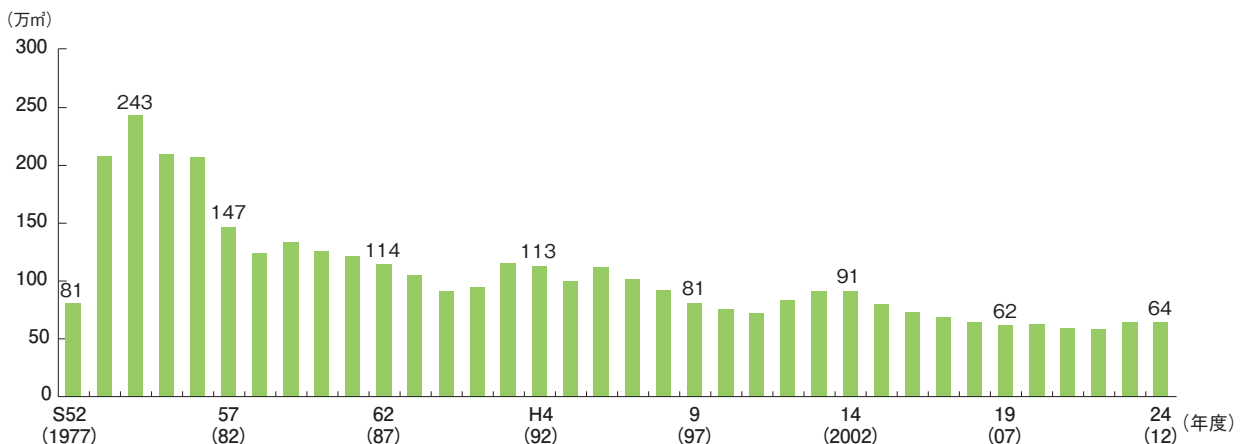
野生鳥獣被害面積の推移



注：数値は都道府県からの報告による。平成23(2011)年度は、一部の都道府県における調査方法の変更により、それまでのデータと必ずしも連続していない。

資料：林野庁研究指導課調べ。

松くい虫被害量(材積)の推移



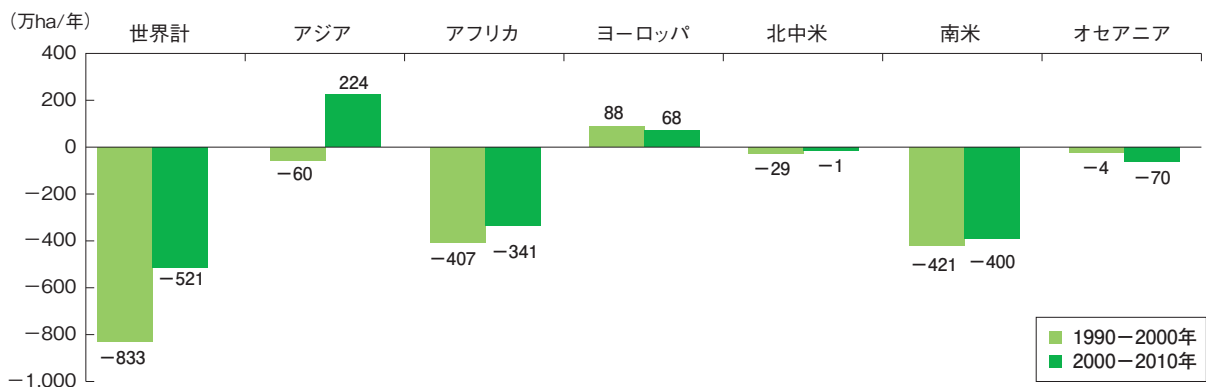
資料：林野庁プレスリリース

4. 国際的な取組の動向

(1) 持続的な森林経営の推進

- 2010年の世界の森林面積は40億3千万ha(陸地面積の約31%)で、10年間で年平均521万ha減少。アジアと南米でそれぞれ年平均300万ha以上減少する一方、アジアにおいては年平均224万ha増加。
- 持続可能な森林経営の国際的な「基準・指標」の作成が進展。我が国は環太平洋地域の諸国による「モントリオール・プロセス」に参加。
- 森林の違法伐採は持続可能な森林経営等を阻害。我が国は違法伐採対策に関する国際的な協力等を実施。
- 森林認証(持続性等の基準により認証された木材等の購入を促す仕組み)には国際的な「FSC」、我が国独自の「SGEC」等が存在。我が国の認証森林の割合は欧米の国々に比べ低位。

世界の森林面積変化(地域別)



資料：FAO「世界森林資源評価2010」

(2) 地球温暖化対策と森林

- 地球温暖化対策は「気候変動枠組条約」等の国際的枠組みの下で推進。
- 2013年のCOP19で我が国は、京都議定書第1約束期間の削減実績が6%削減目標を達成見込みであること、2020年度削減目標(2005年度比3.8%減)等を表明。また、REDD+についての技術指針が決定。

注：REDD+とは、森林の減少・劣化の抑制により温室効果ガスの排出を削減した途上国に対し経済的見返りを与える考え方で、対象活動としては、持続可能な森林経営や森林増加による炭素蓄積等も含む。

(3) 生物多様性に関する国際的な議論

- 森林には陸上の生物種の約8割が生育・生息。生物多様性条約は192か国及び欧州連合(EU)が締結(平成25(2013)年12月現在)。

(4) 我が国の国際協力

- 技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、持続可能な森林経営の推進等に貢献。

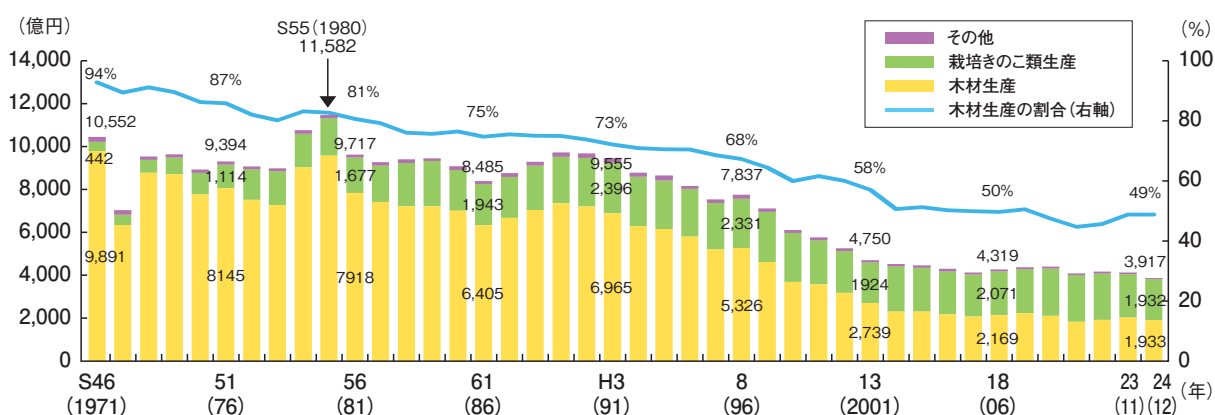
第IV章 林業と山村

1. 林業の動向

(1) 林業生産の動向

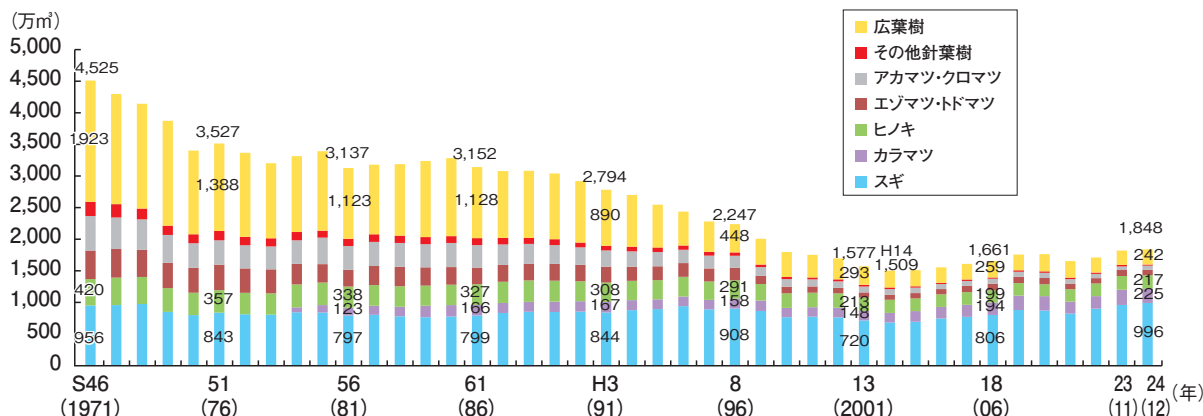
- 平成24(2012)年の林業産出額は、前年比6%減の3,917億円。昭和55(1980)年をピークに長期的に減少傾向。木材生産と栽培きのご類生産がそれぞれ半分を占める。
- 国産材の生産量は平成14(2002)年の約1,500万m³を底に増加し、平成24(2012)年は約1,800万m³。樹種別ではスギが996万m³(54%)、カラマツが225万m³(12%)、ヒノキが217万m³(12%)。地域別では東北(24%)、九州(24%)、北海道(17%)等が多い。
- 素材価格は長期的には下落傾向。山元立木価格はピーク時の1~2割。

林業産出額の推移



資料：農林水産省「生産林業所得統計報告書」

国産材生産量の樹種別割合の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」

(2) 林業経営の動向

- 我が国の私有林は、保有山林面積の小さい森林所有者が多数。また、不在村者の保有する森林が増加するとともに、森林所有者の高齢化も進行。
- 林家の大半は林業以外で生計。小規模林家の施業・経営意欲は低調。一方、林家等が協力して自ら間伐・搬出を行い、地域で販売する新たな取組も。
- 森林組合は、植林・下刈り・間伐等の受託面積の5割以上を占め、森林整備の中心的担い手。民間事業体は、主伐の7割を占め、素材生産の中心的担い手。素材生産では規模の大きい経営体の占める割合が上昇。

(3) 林業の生産性の向上に向けた取組

- 複数の森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業を一括して実施する「施業の集約化」が必要。このため、「森林施業プランナー」の育成、森林経営計画制度の現場の状況に応じた運用、集約化に必要な調査・合意形成の支援、森林所有者の特定と境界の明確化等を推進。
- 林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を推進。また、路網整備を担う人材を育成。
- 先進的な機能を有する林業機械の開発・改良を支援するとともに、低コストで効率的な作業システムを普及。
- 造林・保育の効率化に向け、コンテナ苗の導入、下刈り回数の削減、低密度植栽等に取り組み。

《事例》 森林所有者との役割分担により円滑に施業集約化を推進



富山県の森林組合では、地区ごとに森林所有者による振興会を立ち上げ、同会が森林所有者の特定や施業箇所の取りまとめを行い、森林組合（職員が森林施業プランナー）が同会の活動を支援・指導しつつ集約化した箇所の事業計画の作成・実行・監理等を行っている。

《事例》 急傾斜地等に対応した新たな作業システムの構築

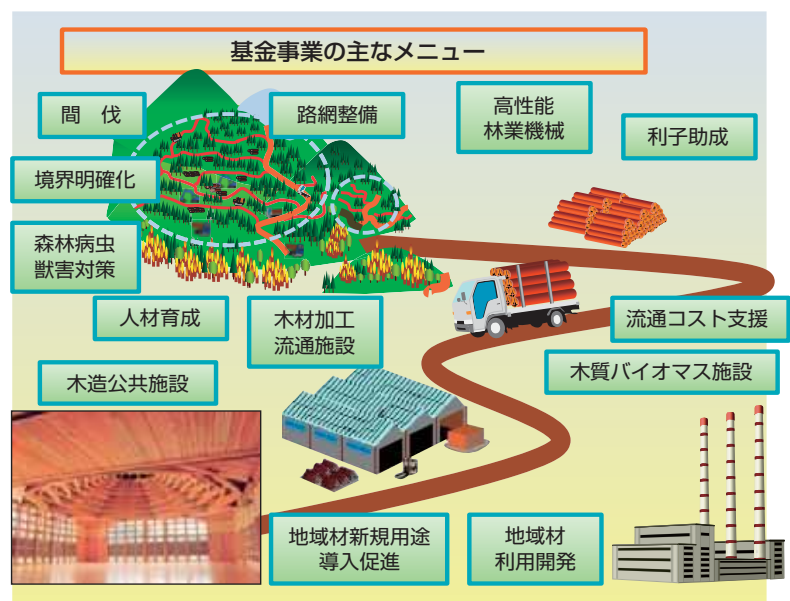


島根県の森林組合では、急峻な地形等において、安全性を高めるタワーヤーダの改良を行うとともに、架線による全木集材に対応した効率的な作業システムの構築を目指している。

《コラム》 「森林整備加速化・林業再生事業」による効果（鳥取県の場合）

「森林整備加速化・林業再生事業」は、平成21（2009）年度の補正予算から、地域の実情に応じた川上から川下に至る総合的な対策を複数年にわたって実施できるように、各都道府県に基金を造成。

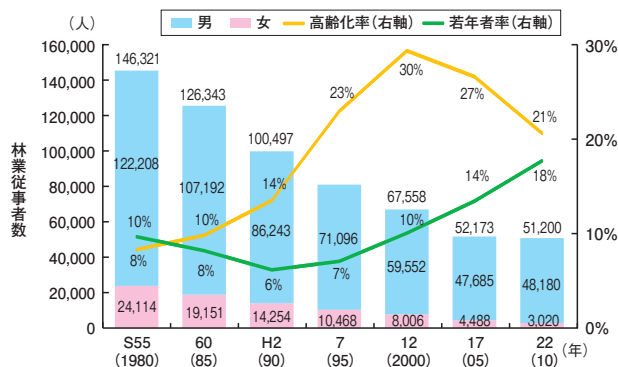
例えば、鳥取県では、この事業により年間丸太生産量等が増加するなど、林業・木材産業の着実な成長がみられ、その結果雇用も増加するなど地域の活性化にも大きく寄与。



(4) 林業労働力の動向

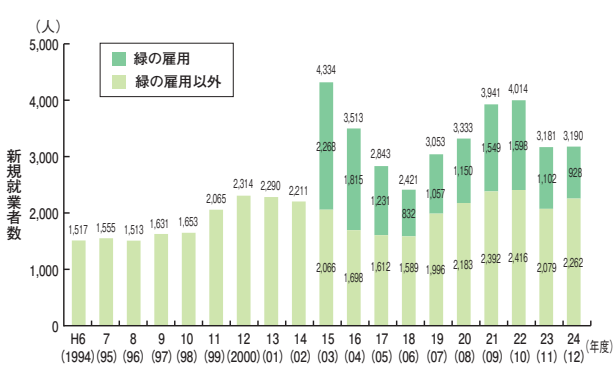
- 林業従事者数は近年下げ止まりの兆し(平成22(2010)年は約5万1千人)。高齢化率は21%と高い水準にあるものの、35歳未満の若年者層の割合は上昇傾向。
- 平成15(2003)年度から、林業就業に意欲を有する若者に対して基本的な技術等の習得を支援する「緑の雇用」事業を実施。事業開始以降、林業への新規就業者数は大幅に増加。
- 林業の労働災害発生率は依然として高水準であり、安全な労働環境の整備が課題。
- 高度な知識と技術・技能を有する林業労働者の段階的かつ体系的な育成と就業環境の整備を推進。

林業従事者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

現場技能者として林業へ新規に就業した者(新規就業者)の推移

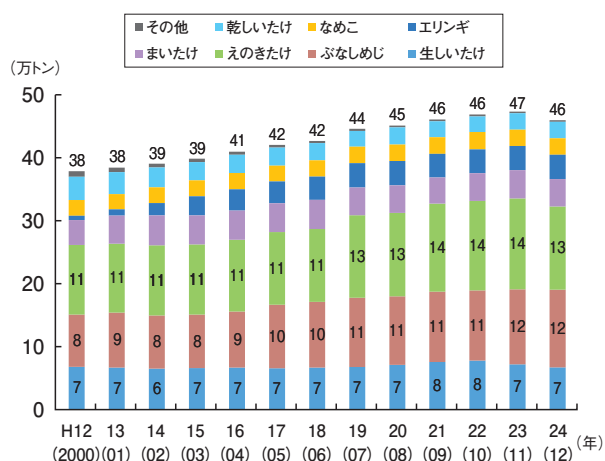


資料：林野庁ホームページ

2. 特用林産物の動向

- 特用林産物の生産額(平成24(2012)年は2,508億円)の8割以上がきのこ類。きのこ類の生産量は、平成12(2000)年以降は増加傾向(平成24(2012)年は前年比3%減の46万トン)。きのこ生産者戸数(特に原木しいたけ)は減少傾向。
- 平成25(2013)年の乾しいたけの価格は、消費量の減少等により大幅に下落。しいたけ等の消費拡大・安定供給等に向けた取組を支援。
- 木炭の生産量は長期的に減少傾向(平成24(2012)年には3.0万トン)。竹材(竹紙等の原料)の生産量は平成22(2010)年以降増加。薪の生産量は平成20(2008)年以降増加傾向(平成24(2012)年は減少)。このほか、漆や薬草等も生産。

きのこ類生産量の推移



資料：林野庁「特用林産基礎資料」

《事例》 きのこ類の消費拡大に向けた取組



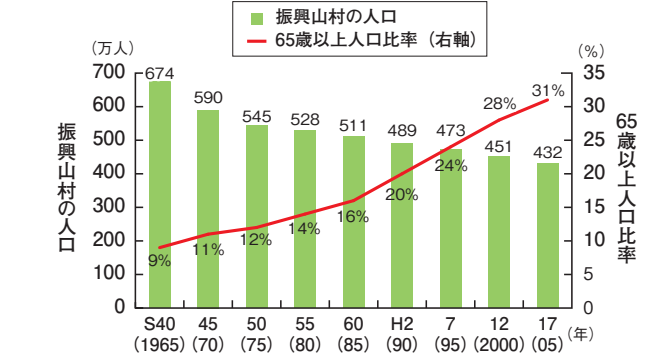
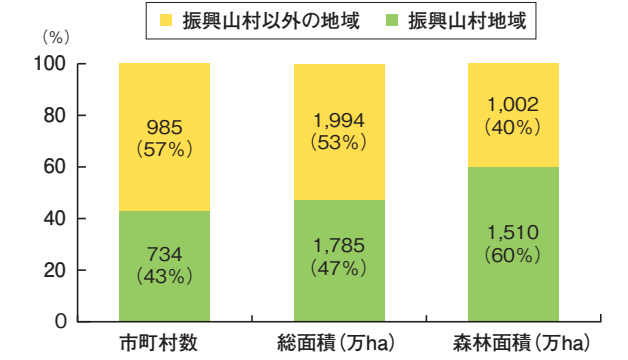
7月7日の「乾しいたけの日」や10月15日「きのこの日」に合わせて、学校給食できのこの入ったメニューを提供。

3. 山村の動向

(1) 山村の現状

- 山村は、国土の保全、水源の涵養等多面的機能の発揮に重要な役割。また、国土面積の5割、森林面積の6割を占めるが、過疎化・高齢化が進行し、森林の放置も増加。
- 山村には豊富な森林資源・水資源、美しい景観、伝統・文化等があり、都市住民の関心も高い。伝統的な循環型農林業に国際的評価も(平成25(2013)年5月に大分県国東半島宇佐地域の原木しいたけ栽培等がFAOの世界農業遺産に認定)。

全国に占める振興山村地域の割合 振興山村の人口及び高齢化率の推移



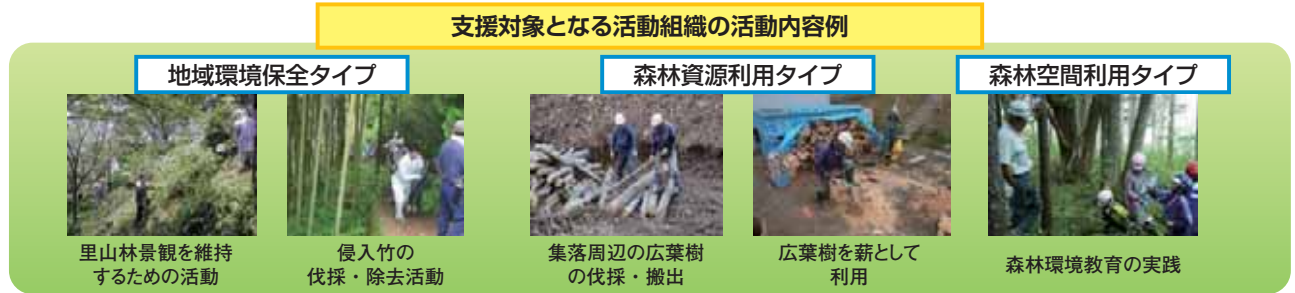
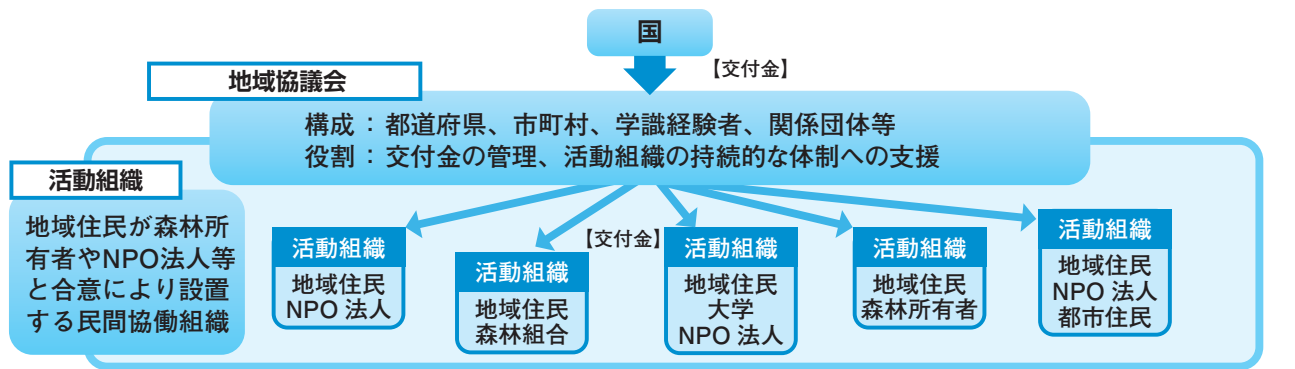
資料：農林水産省「山村基礎調査」

資料：総務省「国勢調査」、農林水産省「山村基礎調査」

(2) 山村の活性化

- 多様で魅力ある就業の場を確保・創出するため、地域の林業・木材産業を振興するとともに、木質バイオマス燃料等の未利用資源を活用した新たな事業の創出を支援。
- 地域住民による里山林の保全・再生の取組を支援。また、農林漁業体験、森林浴、森林環境教育等による都市との交流を推進。

森林・山村多面的機能発揮対策交付金(平成25(2013)年度)の概要



第V章 木材需給と木材産業

1. 木材需給の動向

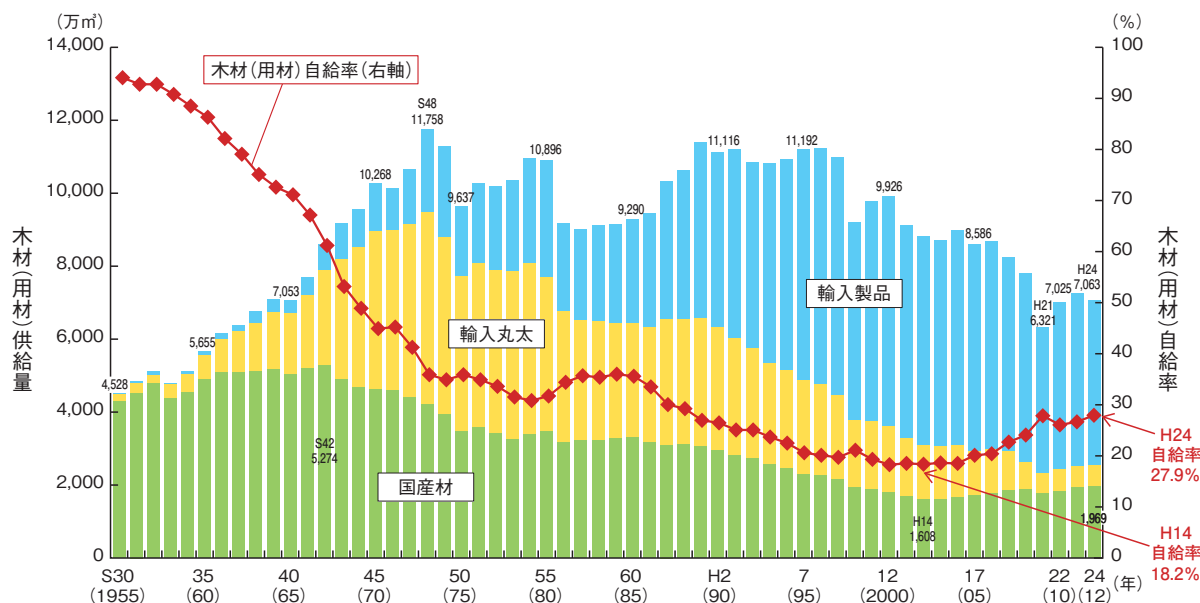
(1) 世界の木材需給の動向

○世界の木材消費量は長期的には増加傾向。北米では針葉樹製材の消費が回復傾向だが、欧州では低迷が続く。ロシアでは、産業用丸太の輸出が減少する一方で製材の輸出は増加。中国では、産業用丸太の輸入と合板等の輸出が増加。

(2) 我が国の木材需給の動向

- 木材需要量は、住宅着工戸数の減少等により長期的に減少傾向で推移し、平成24(2012)年には前年比2.9%減の7,063万³m(丸太換算、以下同じ)。
- 国産材供給量は、平成14(2002)年を底に増加傾向で推移し、平成24(2012)年には前年比1.6%増の1,969万³m。
- 木材輸入量は、平成8(1996)年をピークに減少傾向で推移し、平成24(2012)年には前年比4.5%減の5,095万³m。
- 木材自給率(用材)は、平成14(2002)年を底に回復傾向で、平成24(2012)年には前年比1.3ポイント増の27.9%。

木材供給量と木材自給率の推移

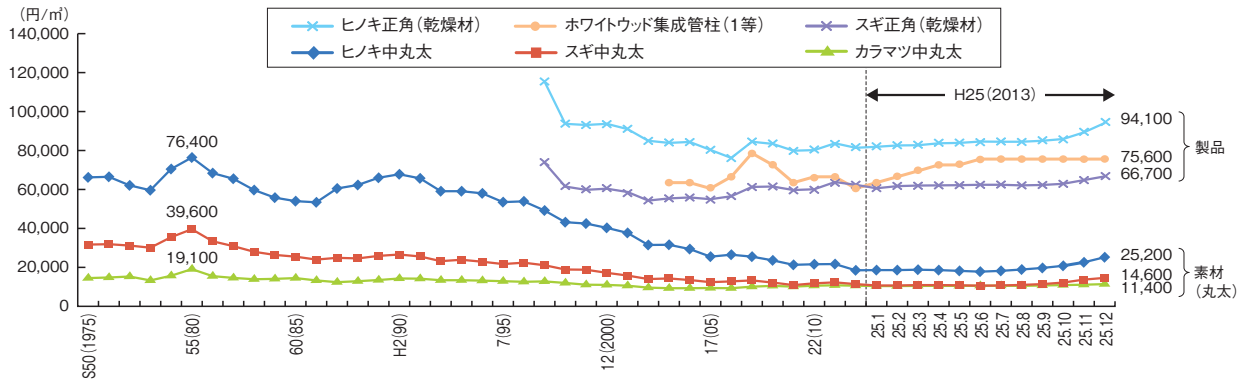


資料：林野庁「木材需給表」

(3) 木材価格の動向

- 国産材の素材価格は、長期的には下落傾向だが、平成25(2013)年は好調な住宅向け需要により回復傾向。
- 国産チップ価格は、平成22(2010)年以降は紙需要の減少等により下落傾向。

木材価格の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材価格」

(4) 違法伐採対策

- 我が国は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づき、適正に生産された木材を利用する取組を推進。
- 「グリーン購入法基本方針」に基づき、政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材(合法木材)とするとともに、民間企業・一般消費者に合法木材の使用を普及啓発。

(5) 木材輸出対策

- 我が国の木材輸出額は、平成25(2013)年に前年比32%増の123億円。特に丸太の輸出が増加。
- 中国や韓国を中心に、住宅展示会への出展や木造建築基準の改定作業への参加等により、国産材の輸出を推進。
- 平成25(2013)年8月の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」では、2012年の林産物輸出額123億円(うち木材は93億円)を、2020年までに250億円にする目標。

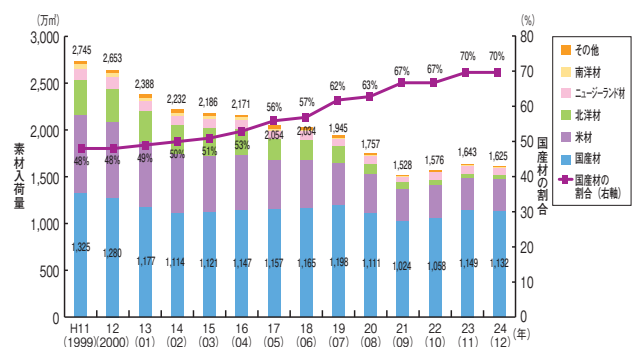
2. 木材産業の動向

- 木材・木製品の出荷金額は長期的に減少傾向で推移。平成25(2013)年12月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現。
- 製材業では、出荷量は減少傾向。素材入荷量の7割が国産材。大規模工場に生産が集中する傾向。製材工場のJAS認定取得、プレカット向けの人工乾燥材需要への対応も課題。

木材の加工・流通の構造(イメージ)



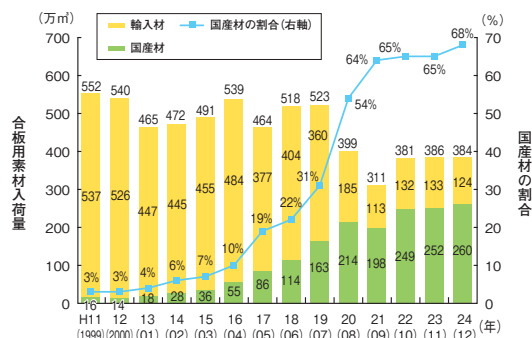
国内の製材工場における素材入荷量と国産材の割合



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」

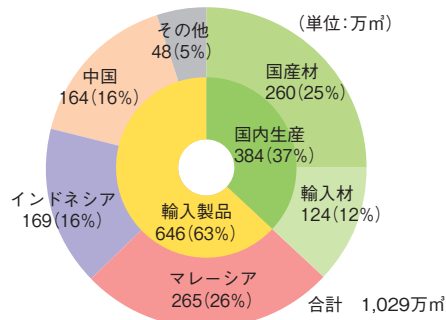
- 集成材工業では、生産量は平成22(2010)年以降増加。原料に占める国産材の割合は22%。
- 合板製造業では、素材入荷量に占める国産材の割合は68%まで上昇。輸入製品を含む合板用材全体に占める国産材の割合は25%。
- 木材チップ製造業では、生産量は平成21(2009)年以降増加。原料のほとんどは国産材だが、木材チップ消費量に占める国産木材チップの割合は34%。

国内の合板工場における素材入荷量と国産材の割合



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」

合板の供給量の状況(平成24(2012)年)



資料：農林水産省「木材統計」、財務省「貿易統計」

- 新たな製品・技術として、建築分野ではCLT(直交集成板)のほか、木造の耐火建築物等のための耐火集成材等を開発。土木分野でも、木製ガードレールやコンクリート型枠用合板の開発等に取り組み。
- 木造建築を支える人材(設計者、大工等)の育成も課題。

3. 木材利用の動向

(1) 木材利用の意義

- 木材利用は、快適で健康的な住環境の形成等に寄与するだけでなく、地球温暖化の防止、森林の多面的機能の持続的発揮や地域経済の活性化にも貢献。
- 一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発する「木づかい運動」、子供から大人までが木への親しみや木の文化を学ぶ「木育」を推進。木工工作コンクールも実施。

(2) 住宅分野における木材利用

- 我が国における木材需要の約4割、国産材需要の過半が建築用材。特に、我が国では新設住宅着工戸数の約半分が木造。建築現場では「プレカット材」の利用が拡大。
- 住宅メーカー等のニーズに応じた国産材供給体制の構築等に取り組み。関係事業者が連携して地域で流通する木材を活用する家づくりも推進。
- 平成25(2013)年7月から、スギ・ヒノキ・カラマツ等による木造住宅の新築等に「木材利用ポイント」(地域の農林水産品等との交換が可能)を付与する事業を開始(平成26(2014)年3月末現在、ポイント発行数約96億ポイント)。

〈木材利用ポイント事業の対象〉

① 木造住宅の新築等

1棟あたり30万ポイント
(※東日本大震災の特定被災区域の住宅であって、「全壊」等と認定された場合は、1棟あたり50万ポイント)

② 内装・外装の木質化工事

内装及び外装木質化工事の合計ポイント付与数の上限は30万ポイント

③ 木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブの購入

1製品あたりのポイント付与数の上限は10万ポイント(各製品のポイント付与数は、事務局HPで公表)

(3) 公共建築物等の木造化

- 平成22(2010)年に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国の22の府省等全て、全ての都道府県と1,384の市町村が木材利用の方針を策定(平成26(2014)年3月末現在)。平成24(2012)年度には、国が整備した低層の公共建築物462棟のうち42棟を木造で整備し、258棟で内装等を木質化。
- 関係省庁は木造の官庁施設・校舎の設計基準等を整備。また、木造3階建ての学校に関する建築基準の整備に向け、火災実験による検証等を実施。

《事例》 木造3階建て市庁舎



熊本県上天草市は、新松島庁舎を木造3階建てで建設。同庁舎の建設に必要な木材のほぼ全量を地元の天草地域から供給。

《コラム》 オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用



これまでも国内外で開催された大会において、様々な競技施設が木材を利用して建設。例えば、平成10(1998)年に開催された長野冬季オリンピックでは、世界最大級の木造構造のスケート競技場を建設。

(4) 木質バイオマスのエネルギー利用

- 「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月)では、平成32(2020)年における燃料用等のパルプ・チップ用材の利用目標を600万 m^3 に設定。木質バイオマスのうち「工場残材」と「建築発生木材」は大部分が既に利用済みで、今後は「未利用間伐材等」(毎年2,000万 m^3 発生と推計)の活用が不可欠。
- 近年、公共施設や一般家庭等において、木質ペレットボイラー等の導入が進み、木質ペレットの生産量は増加傾向。また、薪ストーブ等の普及に伴う薪の利用も注目。
- 平成24(2012)年7月に導入された再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し、平成26(2014)年1月現在、全国で37の木質バイオマス発電施設が売電を実施。地域経済への貢献が期待される一方、木質バイオマス資源の効率的・安定的供給に向けた事前検討が必要。

《事例》 農林水産省内に薪ストーブを設置



農林水産省では、木質バイオマスの利用を積極的に進めるため、平成26(2014)年1月に省内の「消費者の部屋」に薪ストーブを設置し、火入れを行った。

木質バイオマス発電による地域への波及効果(試算)(5000kWの発電施設の場合)

- ・一般住宅約1万2千世帯分の電力を供給
- ・木質バイオマス燃料を年間約6万トン(約10万 m^3 程度)消費
- ・発電収入は、燃料全てを間伐材等の未利用材とすると約12~13億円程度。燃料代は約7~9億円(山元、チップ加工施設、運搬関係者等に還元)
- ・間伐材等の収集、加工、発電所等で、計50人程度を新たに雇用。

第Ⅵ章 国有林野の管理経営

1. 国有林野の役割

(1) 国有林野の分布と役割

- 国有林野は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割。奥地脊梁山^{りょう}地や水源地域に広く分布し、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全等の公益的機能を発揮。

(2) 国有林野の管理経営

- 国有林野は重要な国民共通の財産であり、国有林野事業として一元的に管理経営。公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して我が国の森林・林業の再生に貢献するため、平成25(2013)年度から一般会計で行う事業に移行。
- 平成25(2013)年12月には、一般会計移行後初めてとなる「国有林野の管理経営に関する基本計画」(計画期間は平成26(2014)年4月からの10年間)を策定。

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

- 個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し管理経営(「山地災害防止」「自然維持」「森林空間利用」「快適環境形成」「水源涵養^{かん}」の5つのタイプ)。治山事業により荒廃地復旧や保安林整備を推進。また、民有林災害の復旧を支援。
- 森林吸収源対策としての間伐等の森林整備、庁舎整備等における木材利用等を推進。
- 生物多様性の保全を図るため、「保護林」(森林生態系保護地域など7種類)や「緑の回廊」の設定・保全管理、シカ等の鳥獣被害への対策等を実施。
- 「公益的機能維持増進協定」により、国有林に隣接介在する民有林を一体的に整備保全。

《事例》 民有林災害の復旧支援



近畿中国森林管理局は、平成25(2013)年7月下旬の集中豪雨による災害発生直後、ヘリコプターによる広域的な被害状況調査を島根県、山口県、(独)森林総合研究所と合同で実施したほか、治山技術者も派遣。

《事例》 ^{あまみ}「奄美群島森林生態系保護地域」の設定



九州森林管理局は、平成25(2013)年に奄美大島と徳之島の国有林野の一部を「奄美群島森林生態系保護地域」に設定するとともに、関係機関と連携し、世界自然遺産への推薦書提出に向け検討。

《事例》 地域と連携したニホンジカの誘引捕獲



関東森林管理局は、シャープシューティングの実証の結果も踏まえ、平成25(2013)年に静岡県、山梨県との間で「富士山地域におけるニホンジカ対策に係る情報連絡会」を設立し、広域連携の取組を開始。

(2) 森林・林業の再生への貢献

- 国有林が有する多様なフィールドを活用し、林業の低コスト化等に向けた技術の開発・普及に取り組み。また、林業事業者や「森林総合監理士(フォレスター)」等の人材を育成。
- 「森林共同施業団地」の設定により、民有林と連携した路網整備、森林施業等を推進。
- 国有林材の協定による安定供給(システム販売)、文化財修復用資材の供給等を推進。

《事例》 伐採・再造林の低コスト化に向けた「一貫作業システム」の実証・普及



関東森林管理局では、伐採とコンテナ苗を用いた再造林を同時期に行う「一貫作業システム」の実証試験を実施。作業効率や苗の成長等を検証するとともに、民有林関係者へ普及。

《事例》 森林共同施業団地における民国連携



関東森林管理局吾妻森林管理署は、平成23(2011)年度に群馬県、東吾妻町及び吾妻森林組合と共同施業団地を設定し、平成24(2012)年度から路網整備と間伐等を実施。

(3) 「国民の森林」としての管理経営等

- 森林環境教育や森林づくり等に取り組む多様な主体に対して「遊々の森」、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」、「法人の森林」を設定し、フィールドを提供。
- 地方公共団体や地元住民等に対して国有林野の貸付等を実施。また、「レクリエーションの森」(自然休養林など6種類)を設定し、地元関係者が連携して管理運営。
- 東日本大震災からの復旧・復興に向け、海岸防災林の再生、国有林野の除染等に取り組むほか、除去土壌等の仮置場用地を提供。

《事例》 木の文化を支える森づくりの推進



北海道森林管理局檜山森林管理署は、平成15(2003)年に「檜山古事の森」を設定し、神社、仏閣等の歴史的木造建造物の修復資材の供給に向けた森林づくりを推進。平成25(2013)年には、10周年を記念し、地元住民など約170名が参加し、ヒバの記念植樹を実施。

《事例》 除去土壌等の仮置場用地の提供



関東森林管理局は、環境省が実施する除染事業のため、除去土壌等の仮置場用地として国有林野を提供。

○ 平成26年度 森林及び林業施策 概要

概説

森林の多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図る重要性等を踏まえ、森林・林業基本計画等に基づき、所要の財政措置等を講じながら、各種施策に取り組む。

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(面的まとまりをもった森林経営の確立)

- 地域主導で市町村森林整備計画の作成を進めるとともに、適切な森林施策を確保するため伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用等を図る。
- 林道や森林作業道が適切に組み合わされた路網の整備等を推進する。
- 森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、森林簿情報の都道府県と市町村等との間での共有化、森林所有者情報の行政機関の間や内部での共有等を推進する。

(多様で健全な森林への誘導)

- 長伐期林、育成複層林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導を推進するとともに、原生的な森林生態系、希少な生物の生育地又は生息地等の保全及び管理等の推進による森林における生物多様性の保全を図る。
- 森林整備や海岸防災林の再生等に必要な苗木に加え、花粉症対策品種や成長に優れた品種等新品種の苗木の生産拡大に向けた支援等を実施する。
- 立地条件が悪く、自助努力によっては適切な整備が図られない森林等について、水源林造成事業や治山事業等の公的主体による整備を推進する。

(地球温暖化防止策及び適応策の推進)

- 森林吸収量を確保し、新たな温室効果ガス削減目標を達成できるよう、間伐など森林の適正な整備、保安林等の適切な管理及び保全、木材及び木質バイオマスの利用拡大等の森林吸収源対策を推進する。
- 新たに報告が義務化された伐採木材製品の炭素蓄積変化量を含む森林吸収量の算定及び報告のためのデータ収集等を行う。また、気候変動に関する国際的な枠組みづくりに参画し、貢献するとともに、途上国の森林の減少及び劣化の防止に資する技術開発等に対して支援する。
- 山地災害への対応など地球温暖化の影響の軽減を図る取組を推進する。

(東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進)

- 東日本大震災や豪雨災害等により被災した海岸防災林、治山施設、林道施設等の早期復旧整備を図るとともに、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模な山地災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、効果的かつ効率的な治山対策を推進する。また、保安林の適切な管理の推進を図る。
- 松くい虫等の森林病虫害等被害対策を総合的かつ効率的に実施するとともに、野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策を推進する。

(森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及)

- 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、産学官連携を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う森林の汚染実態の調査及び分析、森林施策等による放射性物質の拡散防止・低減等技術の検証及び開発、木材製品の安全証明体制の構築等を推進する。
- 国と都道府県が協同して効率的かつ効果的な林業普及指導事業を推進する。

(森林を支える山村の振興)

- きのご生産に必要な資材の安定供給、新たな需要の創出を通じた特用林産物の消費拡大等を図るとともに、東日本大震災の被災地等での生産再開等に対する支援、放射性物質のきのご原木等への影響調査、汚染低減の技術の検証に対する支援等を推進する。
- 木質バイオマス利活用施設の整備等により里山林等の未利用資源を活用するとともに、森林分野でのJ-クレジットを通じた取組、山村振興対策、過疎地域対策等を推進する。

(国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進)

- 多様な主体による森林づくり活動を促進するとともに、森林体験等の森林環境教育や里山林の再生等、森林の多様な利用を推進する。

(国際的な協調及び貢献)

- 国際対話に積極的に参画するほか、開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発や、独立行政法人国際協力機構(JICA)等を通じた開発途上国等に対する協力をを行う。また、合法性の証明された木材及び木材製品の普及啓発等により違法伐採対策を推進する。

II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(望ましい林業構造の確立)

- 効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化、低コストで効率的な作業システムの普及等を推進する。

(人材の育成及び確保等)

- 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成を進めるとともに、森林所有者に対する森林施業の提案、市町村森林整備計画の策定支援や森林所有者に対する指導等を行う人材の育成のための研修等を行う。

(林業災害による損失の補填)

- 森林国営保険の普及に引き続き努める。

III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(効率的な加工・流通体制の整備)

- 施業の集約化や低コスト作業システムの普及の推進に加え、森林所有者や製材工場が広域に連携する構想や地域循環型構想の作成支援等により国産材の安定供給体制の整備を推進するとともに、品質及び性能の確かな製品を供給する木材加工流通施設等を整備する。

(木材利用の拡大)

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国自らが率先して木材利用を推進するとともに、低コストでの木造公共建築物の整備に対する支援等を行う。
- CLT等新たな製品の開発及びこれらを活用した建築技術の実証、工作物や土木分野での木材利用促進、木造住宅や木材製品等の購入の際にポイントを付与する取組等を支援するとともに、間伐材等の木質バイオマスの利用や木材輸出拡大に向けた戦略的な活動等を推進する。

(東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用)

- 復興に必要な木材を安定供給する体制の整備等を推進するとともに、被災地域における木質バイオマス関連施設の整備等を推進する。

(消費者等の理解の醸成)

- 「木づかい運動」など総合的な普及啓発活動、「木育」を担う人材育成やプログラム開発等を実施する。

IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

(公益重視の管理経営の一層の推進)

- 国有林野の管理経営に関する基本計画等に基づき、健全な森林の整備、森林の適切な保全管理、林産物の供給、国有林野の活用等を推進する。

(森林・林業再生に向けた国有林の貢献)

- 低コストで効率的な作業システムの普及及び定着、森林共同施業団地の設定による民有林と連携した施業、市町村を技術面で支援する人材の育成等を推進する。

V 団体の再編整備に関する施策

- 森林組合が施業集約化、合意形成及び森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むことを推進するとともに、経営の透明性の確保、経営基盤の強化に向けた指導等を行う。